

診療記録等の開示を求められる方へ（ご案内）

済生会横浜市南部病院個人情報保護規程及び診療録開示規程により、保有個人情報を開示することができます。

開示（以下、閲覧を含みます）を申請することができる方

患者さんご本人または患者さんをお世話している親族（実証できる資料をご提示いただきます）に限られます。『個人情報』の取扱いは、個人情報保護法はじめ、私ども法人としても厳しく管理が求められていることから開示請求者はどなたでもよい、というわけにはまいりません。未成年者及び法廷代理人の開示は別途詳細を説明いたしますのでご相談ください。併せて「お願い」の項目をご覧ください。

開示の手続き

当院の規程により開示申請をされる方は次のいずれかを申請時にご提示いただきます。（当院の診察券を所持される方は下記のものと一緒に併せてお持ちください）

①運転免許証 ②パスポート ③健康保険被保険者証 ④左記の他に当院が認めるもの
開示を請求される方が患者さんご本人以外の場合は、さらに下記のいずれかを申請時にご提示いただきます。

①戸籍謄本 ②法定代理人証明書 ③委任状 ④左記の他に当院が認めるもの
これらは、申請時にコピーを一部とらせていただきます。

開示手続きの当日

開示申請をされる場合は、あらかじめご連絡をいただき、日程調整をさせていただきます。また、複数の職員で対応いたします。開示申請にあたり「個人情報に関する開示請求書」（様式 1）を作成いただきますので、印鑑をご用意ください。印鑑の種類や指定はありません。

開示の審査と所要日数・受取

提出いただきました「個人情報に関する請求書」（様式 1）をもって、診療記録委員会で審議し、院内手続きを経て、申請者にはお知らせします。この間の所要日数は約 2 週間を要します。受取は事前に調整した日時に本人または申請者に来院いただきます。

開示の対象

診察記事、処方内容、検査記録、検査結果報告、エックス線写真などが対象になります。なお、画像資料とはエックス線写真（レントゲン）、MRI、CT、超音波写真などを指します。

開示に要する費用（表記の金額に別途消費税がかかります）

かかる費用は次のとおりです。お引き渡しに際してお支払いただきます。

- ①手数料……………3,000 円 ②モノクロコピー 1 面(A 4 判) ……20 円
- ③カラーコピー 1 面(A 4 判) ……50 円 ④レントゲンフィルム等 1 枚……1,500 円
- ⑤CD-ROM等……………3,000 円

コピーは所定の印刷範囲を 1 枚として数えます。また、電子カルテの記載は、電子カルテに記録されている情報量に沿って印刷されることから記載内容を指定できない場合もあります。

費用は印刷した結果、枚数を数えますので、事前に正確な枚数を予測することは困難です。

お願い

- ①診療の記録は「個人情報」です。入手されました情報の管理は、患者さんまたはご家族などによって厳重に管理していただきますようお願いいたします。
- ②診療の記録の開示については、特定の職員が対応しますので、お手数でも事前に日時を決めてから申請、受取り(本人または申請者)をお願いしております。
- ③相続に関係して診療録等の開示を求める場合、当院の医師による説明などは、応じられません。幼児虐待などに対する社会情勢から、お子さんの診療録開示には両親の合意が必要です。また、刑事事件の可能性があると当院が判断した場合は、所轄の警察署に相談する場合があります。

連絡先

〒234-0054 横浜市港南区港南台三丁目2番10号
社会福祉法人恩賜財団済生会横浜市南部病院 診療情報室 診療記録等開示担当
電話045-832-1111 代表
(平日開業日の午前9時から午後5時)